

虐待から子どもを守るう



最近、児童虐待による悲惨な事件が連日のようにテレビ・新聞などで報道されています。

本来、子どもたちは、家族や地域から温かく見守られ、健やかに成長していくことが約束されているはずですが、しかし現実には、親から虐待を受け、心身に大きな傷を負った子どもたちがたくさんいます。

児童虐待は、家庭内の密室で行われるため発見しにくく、分かった時点ですすでに手遅れになっている事例が多く見られます。

児童福祉法と児童虐待防止法では、虐待の発見者は児童相談所や市町村に通告する義務が課せられています。町では、家庭児童相談室を設置し、民生児童委員、保育園、保健センターなどの関係機関との連携によるネットワークの構築を進め、虐待の未然防止に努めています。

虐待による深刻な事態になる前に、警察官の積極的な関与も必要となることから、半田警察署とも日ごろから連携の強化に努めています。

虐待は早期発見が子どもの安全を守る「はじめの一步」となります。

虐待をしてしまう家庭は、地域のなかで孤立していることが多く、身近に相談できる人が少ないようです。子どもの安全を守るには、地域の理解と協力が不可欠です。

「本当に虐待かどうかわからない」「告げ口しているよつで気がひける」などの理由で、虐待に関する連絡や通告をためらうことがよくあります。

虐待かどうかの判断は、児童相談所などの専門家が決定します。連絡や通告はあくまで虐待を未然に防ぐための行為で、虐待の悲劇から、子どもや親を守るための行為です。

皆さんの周りで児童虐待と思われる事例がありましたら、被害が大きくなる前に通報してください。

連絡先

阿久比町家庭児童相談室

☎(48)2111(直通)

知多児童相談センター

☎(22)3939

虐待の通告義務

児童福祉法、児童虐待防止法の改正により、虐待の発見者は、虐待が疑われる場合、確かな証拠がなくても児童相談所や市町村に通告する義務が課せられました。

人権週間

12月4日～10日

「世界人権宣言」は、一九四八年(昭和二十三年)十二月十日に国際連合で採択され、これを記念して国際連合は、十二月十日を「人権デー」(Human Rights Day)と定めまし

た。よう インターネットを悪用した人権侵害はやめよう 性的指向を理由とする差別をなくそう ホームレスに対する偏見をなくそう 性同一性障害を理由とする差別をなくそう 北朝鮮当局による人権侵害問題に対する意識を深めよう

法務省と全国人権擁護委員連合会では、十二月四日から十日までを「人権週間」と定め、広く国民に人権デーの意義を訴え、人権意識の普及高揚を図っています。

をテーマに掲げ、人権週間に次のような行事を開催します。十二月四日(月) 愛知県厚生年金会館で人権ハートフルフェスティバルを開催し、全国中学生人権作文コンテスト愛知県大会の最優秀賞と特別賞の表彰式を行います。十二月七日(木) 名鉄百貨店十階で人権相談、法律相談、子どもの人権相談、女性のための人権相談外国人のための人権相談を行います。

名古屋法務局と愛知県人権擁護委員連合会では、「第五十八回人権週間」として、育てよう一人一人の人権意識(思いやりの心・かけがえない命を大切に) 女性の人権を守ろう 子どもの人権を守ろう 高齢者を大切にすることを育てよう 障害のある人の完全参加と平等を実現しよう 部落差別をなくそう アイヌの人々に対する理解を深めよう 外国人の人権を尊重しよう HIV 感染者やハンセン病患者などに対する偏見をなくそう 刑を終えて出所した人に対する偏見をなくそう 犯罪被害者とその家族の人権に配慮し

問い合わせ先 名古屋法務局人権擁護部 ☎052(952)8111 ホームページアドレス (http://www.jinken.go.jp/aichi/aichi_index.html)